

平成 29 年度 特定項目監査

「刊行物の作成状況等について」

写

東京都板橋区監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条
第9項の規定により、平成29年度特定項目監査の結果を別紙のとおり公表する。

平成30年3月29日

東京都板橋区監査委員 菊地裕之

同 川口志朗

同 茂野善之

同 荒川なお

第1 監査実施概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

2 監査テーマ

「刊行物の作成状況等について」

3 監査テーマ設定の趣旨

区では、区政に関する冊子やパンフレット等の刊行物を作成し、区政情報の提供や制度の周知、イベントのPRを行っている。

刊行物は、情報のデジタル化が進む中においても、広報ツールとして多く用いられているが、作成には費用が伴うため、必要性の検討や活用状況について把握する必要がある。

そのため、今年度は「刊行物の作成状況等について」を監査のテーマとし、各部署が作成する刊行物が、有効性・経済性を考慮し、適切な情報提供が行われているかについて検証を行った。

4 監査の着眼点

- (1) 刊行物は、効率的・経済的に作成されているか。
- (2) 刊行物は、作成目的に対して効果的に活用されているか。
- (3) 刊行物は、著作権等に留意して作成されているか。

5 監査対象及び監査方法

- (1) 監査対象とする刊行物等は、板橋区刊行物取扱要綱¹（以下「要綱」とい

¹ 板橋区刊行物取扱要綱及び板橋区刊行物取扱要綱実施細目は平成28年11月に一部改正し、刊行物の定義及びパンフレット等の取扱方法の見直しを行った。

う。) 第2条及び別表1に規定された種類・内容で、平成28年度中に作成したものとした。なお、作成部数1,000部以上の刊行物についてのみ作成経費や在庫管理等実態調査を行った。

【参考】板橋区刊行物取扱要綱 別表1

類型	番号	種類	内容	摘要
1類	1	冊子・書籍等	区政資料として保管するもの 製本されたもの	事業概要、年報、 調査結果
	2	地図等	白図、各種用途図	都市計画図、用途 地域図
	3	磁気媒体・ 電子媒体	CD・DVDで作成されたもの	おとセン体操
2類	4	パンフレット	仮綴じの小冊子	
	5	リーフレット	1枚のペラ紙に印刷されたもの ビラも含む	ガイドマップ
	6	ポスター	広告宣伝用の張り紙	
	7	カード類	文字またはデザインした図画を カードの表面に印刷したもの	

- (2) 監査は、区の全ての部署を対象とし、平成29年度定期監査の際に監査委員による聴取を行った。
- (3) 区の刊行物を統括する総務部区政情報課及び広報戦略を担当する政策経営部広聴広報課・いたばし魅力発信担当課に対し、平成30年1月31日(水)に聴取を行った。

6 監査実施期間

平成29年4月3日(月)から平成30年3月29日(木)まで

第2 監査結果

1 刊行物は、効率的・経済的に作成されているか。

所属別刊行物の作成件数は、表1のとおりである。

表1 所属別刊行物作成件数（1,000部未満も含む）（単位：件）

所 属	合 計	刊 行 物 の 種 類 ^{※1 ※3}						
		冊子・書籍等 ^{※2}	地図等	磁気媒体・電子媒体	パンフレット ^{※2}	リーフレット ^{※2}	ポスター ^{※2}	カード類
政策経営部	22	16	1	1	1	2	0	1
総務部	17	2	0	0	2	12	1	0
危機管理室	13	1	2	0	5	5	0	0
区民文化部	36	3	0	0	5	15	12	1
産業経済部	51	7	0	0	4	32	8	0
健康生きがい部 （保健所）	51	13	0	1	5	28	4	0
福祉部	27	5	0	0	1	18	3	0
子ども家庭部	10	2	0	0	2	4	1	1
資源環境部	24	7	0	0	3	14	0	0
都市整備部	49	3	1	0	15	28	2	0
土木部	29	2	6	0	1	15	5	0
会計管理室	2	2	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	137	29	1	0	18	65	22	2
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0	1	0	0	0
農業委員会事務局	1	1	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	7	7	0	0	0	0	0	0
区議会事務局	17	11	0	0	0	4	2	0
合 計	494	111	11	2	63	242	60	5

※1：特定項目監査「各課提出調書」の数（監査対象の出先施設も含む）である。

※2：同一の内容で複数回発行している刊行物は1件とした。

※3：学校、保育園等が作成した地域・対象者を限定した刊行物は、総務部区政情報課の管理対象外であるため、件数から除外した。

区が作成する刊行物の種類は「リーフレット」が242件で、全体の49.0%、次いで「冊子・書籍等」が111件で22.5%を占めている。

作成件数が多い所属は、教育委員会事務局が137件、27.7%で、主なものは文化財や伝統行事に関する刊行物であった。

刊行物 1 回あたりの発行部数は、表 2 のとおりである。

表 2 1 回あたりの発行部数

(単位：件)

1 回あたりの 発行部数	合計	刊行物の種類						
		冊子・ 書籍等	地図等	磁気媒体・ 電子媒体	パンフ レット	リーフ レット	ポスター	カード類
1,000 部以上	257	44	4	0	30	135	39	5
1,000 部未満	237	67	7	2	33	107	21	0
合計	494	111	11	2	63	242	60	5

刊行物作成時の支出科目は、「印刷製本費」や「委託料」など外部への発注が多かった。

作成を外部へ発注した場合の契約方法は、表 3 のとおりで、入札が 19 件、見積競争が 107 件、特命随意契約² が 30 件であった。

特命随意契約 30 件の所属別内訳は、区民文化部が 15 件と多く、次いで、教育委員会事務局が 5 件であった。

表 3 契約方法

(単位：件)

支出科目 ^{※1}	合計	入札	見積競争	特命随意 契約	その他
印刷製本費	145	18	102	23	2
委託料	13	1	5	7	0
合計	158	19	107	30	2

※1：支出科目が印刷製本費と委託料のものだけを抽出した。

なお、廃棄部数が多い刊行物は、広報いたばし臨時給付金特集号 4,000 部、次いで、広報いたばし 1 号あたり 500 部であった。

多くの部署は、刊行物の残部管理をしておらず、また、関係機関に配布した後の廃棄実態を把握していなかった。

² 随意契約のうち、特定の事業者一者をあらかじめ指定した契約

また、広告を掲載している刊行物は、表4のとおりである。

表4 刊行物の広告収入一覧

所 属	刊 行 物 名	単価 (円)	件数 ^{※1} (件)	収入金額 (円)
政 策 経 営 部 広 聴 広 報 課	広報いたばし	20,000～ 250,000	95	5,530,000
総 務 部 男 女 社 会 参 画 課	情報誌「スクエア・I (あい)」 第22号	4,100	1	4,100
産 業 経 済 部 く ら し と 観 光 課	情報紙「くらしのEye」	16,700	1	16,700
健 康 生 き が い 部 長 寿 社 会 推 進 課	おとしよりの保健福祉 平成28 年度版	6,800～ 7,600	12	82,400
福 祉 部 障 が い 者 福 祉 課	板橋区障がい者福祉のしおり	15,950	8	127,600
子 ど も 家 庭 部 保 育 サ ー ビ ス 課	保育利用の手引き	4,700～ 15,900	4	32,400
資 源 環 境 部 清 掃 リ サ イ ク ル 課	かたつむりのおやくそくハンド ブック	1,800	8	14,400
		合 計	129	5,807,600

※1：件数は広告主の数である。

刊行物に広告を載せない主な理由は、「広告掲載するスペースがない」「広告掲載になじまない」であった。

(意 見)

- 刊行物作成の効率性、経済性の観点から、各部署は、刊行物の在庫管理や廃棄部数の把握を適切に行うとともに、発行部数の精査を行う必要がある。
- 区の刊行物に企業等の広告を掲載する場合は、広告によるトラブルを防止するため、「広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属する」の注記をするなど、取扱いについて検討する必要がある。

2 刊行物は、作成目的に対して効果的に活用されているか。

目的別刊行物の種類は、表5のとおりである。また、刊行物の周知手段は、表6のとおりである。

表5 目的別刊行物の種類

(単位：件)

作成目的	合計	刊行物の種類 ^{※1}						
		冊子・書籍等	地図等	磁気媒体・電子媒体	パンフレット	リーフレット	ポスター	カード類
イベント・行事等の告知	76	2	0	0	4	36	33	1
施策・計画・制度・手続等の周知	100	16	2	0	14	60	6	2
施設紹介・利用案内	25	3	1	0	5	15	0	1
情報提供・注意喚起・意識啓発	72	18	3	0	9	42	0	0
研究・学習指導用	22	10	1	0	3	7	0	1
その他	2	2	0	0	0	0	0	0
合計	297	51	7	0	35	160	39	5

※1：刊行物の作成目的が複数あるため、1,000部以上の総件数257件とは一致しない。

表6 目的別刊行物の周知手段

(単位：件)

作成目的	合計	刊行物の周知手段 ^{※1}				
		配布	配架 ^{※2}	掲示	その他	
イベント・行事等の告知	106	44	22	33	7	
施策・計画・制度・手続等の周知	146	86	36	7	17	
施設紹介・利用案内	36	19	15	1	1	
情報提供・注意喚起・意識啓発	101	67	27	1	6	
研究・学習指導用	25	22	3	0	0	
その他	1	1	0	0	0	
合計	415	239	103	42	31	

※1：刊行物の周知手段が複数あるため、1,000部以上の総件数257件とは一致しない。

※2：配架とは、自由に取れるよう置いておくことと定義した。

配布は、窓口で配るものが多く、郵送やポスティングによる方法もあった。

配架場所は、主に所属や出先事業所のカウンター上や専用ラック内である。また

掲示場所は、大半が区施設や町会の掲示板であった。

刊行物のサイズは、表7のとおりである。

表7 用紙サイズ別刊行物の種類

(単位：件)

用紙サイズ	合計	刊行物の種類 ^{※1}						
		冊子・ 書籍等	地図等	磁気媒体・ 電子媒体	パンフ レット	リーフ レット	ポスター	カード類
A3	69	0	0	0	7	25	36	1
A4	148	35	0	0	20	92	1	0
A版その他	10	3	2	0	3	2	0	0
B2	5	0	2	0	0	2	1	0
B5	5	2	0	0	1	2	0	0
B版その他	6	4	0	0	0	1	1	0
タブロイド	8	0	0	0	0	8	0	0
ハガキ	2	0	0	0	0	0	0	2
名刺サイズ	1	0	0	0	0	0	0	1
その他変形	7	0	0	0	1	5	0	1
合計	261	44	4	0	32	137	39	5

※1：同一件名で複数回発行している物があるため、1,000部以上の総件数257件とは一致しない。

区施設における配架状況を確認したところ、カウンター上や専用ラックの状態が雑然とし、整理が行き届いていない所が見受けられた。



ユニバーサルデザインへの配慮は、表8のとおりである。

表8 ユニバーサルデザインへの配慮

配慮の有無	件数 ^{※1}	割合
配慮している	202件	77.4%
配慮していない	59件	22.6%
合計	261件	100.0%

※1：同一件名で複数回発行している物があるため、1,000部以上の総件数257件とは一致しない。

配慮の具体的な内容は、対象者を想定した文字の大きさや字体、色使い、線やイラストなどデザイン上の工夫であった。

一部の刊行物は、点字版や録音版、外国語版も作成していた。

刊行物の区公式ホームページ掲載の有無は、表9のとおりである。

表9 刊行物の区公式ホームページへの掲載

掲載の有無	件数 ^{※1}	割合
掲載している	187件	71.6%
掲載していない	74件	28.4%
合計	261件	100.0%

※1：同一件名で複数回発行している物があるため、1,000部以上の総件数257件とは一致しない。

要綱第3条第2項では、刊行物の公開は、ホームページへの掲載等により行うものと規定している。

次いで、有償刊行物頒布実績は、表 10 のとおりである。

表 10 所属別有償刊行物頒布実績※1 (1,000 部未満も含む)

所 属	有償刊行物 件 数	頒 布 実 績		頒布数 (冊)	頒布金額 (円)
		あり (件数)	なし (件数)		
政 策 経 営 部	75	12	63	43	37,340
総 務 部	24	8	16	15	23,610
危 機 管 理 室	0	0	0	0	0
区 民 文 化 部	83	3	80	4	5,800
産 業 経 済 部	3	1	2	1	780
健康生きがい部 (保健所)	8	5	3	30	9,820
福 祉 部	14	7	7	31	11,200
子 ども 家 庭 部	5	1	4	1	20
資 源 環 境 部	26	5	21	9	6,130
都 市 整 備 部	18	9	9	198	159,770
土 木 部	20	13	7	58	35,770
会 計 管 理 室	6	2	4	3	1,540
教 育 委 員 会 局 事 務 局	125	42	83	359	202,050
選 挙 管 理 委 員 会 局 事 務 局	6	4	2	5	6,180
農 業 委 員 会 局 事 務 局	0	0	0	0	0
監 査 委 員 事 務 局	4	0	4	0	0
区 議 会 事 務 局	0	0	0	0	0
合 計	417	112	305	757	500,010

※1：総務部区政情報課のデータから再集計

頒布実績のある有償刊行物は 112 件、26.9%で、頒布数の多い刊行物は、文化財シリーズ、用途地域図、都市計画図であった。

(意 見)

- 特に出先事業所では、陳列する刊行物の未整理な施設も見受けられ、美観や清潔感を損ねていることから、各事業所は施設内の整理整頓に努める必要がある。
- 区政情報を区民に効果的に提供するため、刊行物の配布方法や手段については検討の必要がある。併せてインターネットを活用した情報提供も充実すべきである。

3 刊行物は、著作権等に留意して作成されているか。

著作物を転載している刊行物は、表 11 のとおりである。

表 11 著作物の転載状況

転載の有無	件数 ^{※1}	割合
転載している	114 件	43.7%
転載していない	147 件	56.3%
合計	261 件	100.0%

※1：同一件名で複数回発行している物があるため、1,000 部以上の総件数 257 件とは一致しない。

刊行物に転載している著作物の大半はイラストで、市販のイラスト集などを購入し引用しているほか、許諾が必要なイラスト類は著作元に書面または口頭で許諾を得ていた。

また、商標権への配慮の有無は、表 12 のとおりである。

表 12 商標権への配慮

配慮の有無	件数 ^{※1}	割合
配慮している	184 件	70.5%
配慮していない	77 件	29.5%
合計	261 件	100.0%

※1：同一件名で複数回発行している物があるため、1,000 部以上の総件数 257 件とは一致しない。

商標権の確認は、特許庁のホームページ等で行っている所属が多かった。

商標権等については、平成 28 年 10 月に職員向け「著作権・商標権セミナー」を実施しており、85 人の職員が参加している。

(意見)

- 自治体における著作権、商標権等に関する事故が多発していることから、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るとともに、著作権等侵害防止のためのマニュアルの作成やチェック体制の整備などを検討する必要がある。

第3 総括意見

区民が利用する区の施設には多くの刊行物が置かれ、種々の情報が提供されている。

情報が、伝えたい対象者に確実に伝わっているか、読みやすくわかりやすい内容になっているか、刊行物は効果的に活用されているかなどの観点から全ての部署に対して監査を実施した。

- 区は莫大な量の刊行物を発行しているが、そのサイズや紙質、文字の大きさ、字体は様々で統一感がない。また、刊行物に使用する区のロゴマークやデザインについても、全ての部署に徹底されているとは言い難い。

平成29年度から開始した「シティプロモーション相談支援事業」も活用して区としての刊行物作成基準を定めることが望ましい。

なお、使用する文字の大きさや色、表現などは、ユニバーサルデザインに配慮する必要がある。

- 刊行物の内容の一部として使用するイラストや写真等については、著作権や商標権、個人のプライバシーを侵害することのないよう細心の注意を払う必要がある。併せて、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る必要がある。

以上のことを踏まえ、区は引き続き、効率的・効果的な区政情報の提供に取り組んでいただきたい。

平成 29 年度 特定項目監査結果報告書

「刊行物の作成状況等について」

(平成 30 年 3 月発行)

刊行物番号

29-176

発行 板橋区監査委員事務局

住所 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

電話 03-3579-2662

再生紙を使用しています